

貸金業法に係る条件等の揭示

媒介条件表		
媒介手数料率	0.000% ~ 5.000%	
媒介に係る貸付けの条件		
1	貸付利率	実質年率 0.000% ~ 15.000%
2	返済の方法	一括返済 元利均等返済 方式 元金均等返済 その他貸付業者の指定する方法
3	返済期間 返済回数	1ヶ月 ~ 35年 (ただし、貸借の当事者同士が別途定める場合は、この限りではありません)

貸付けに係る受付けの条件表			
本店ワークプレイス・グループのみでのお取扱いとなります。			
1	貸付けの種類	ストックオプションローン	
2	貸付けの利率	4.5 % (年率)	
3	返済の方式	一括返済	
4	売却期限	株式() (以下、「株式」といいます)を売却して借入金の返済に充てる場合、その日までに売却約定をなすことを要する日をいいます。原則として、借入日の翌月応当日(この日が取引日でない場合は、直後の取引日)となりますが、借入日が次の表の左側の各欄記載の日である場合には、その右隣の欄の日(その日が取引日でない場合は、直後の取引日)となります。 ()ストックオプションを行使し、ストックオプションローン契約に基づいて借入れた金額をその行使代金の払込みに充当して取得した株式	
		借入日	売却期限
		1/29 ~ 1/31	閏年でない年の場合は2/28 閏年の場合は2/29
		3/31	4/30
		5/31	6/30
		8/31	9/30
		10/31	11/30
		12/1 ~ 12/3	12/30
		ただし、借入日から返済期限までに当該株式について、株主としての権利が帰属する者を確定するための日がある場合、売却期限は当社が別に定めます。	
5	返済期間	借入日から売却期限の後、売却期限の日を含めて3取引日目となります。	
6	返済回数	一回	
7	契約締結費用	1,100 円(税込)	
8	遅延損害金年率	14.6 % (年率)	
9	担保権の設定	お客様は、株式全株を当社に差入れ、当社のために質権を設定していただきます。また、当該株式を取得する前はストックオプション発行会社に対する株式引渡請求権についても、質権を設定していただきます。	
10	主な返済の例	売却期限までに株式を売却しその売却代金をもって借入金を返済します。	